

道有林野狩猟入林注意事項

道有林野への狩猟入林にあたっては、入林者の安全確保と狩猟に起因する事故を未然に防止するため、次の事項を遵守してください。

- 1 狩猟事故の防止について
 - (1) 年間を通じて土木工事・造材等の各種事業や森林調査等のため、多くの方が入林していることから、銃猟を禁止する規制区域を設定し「狩猟規制区域図」を作成しています。
平成28年の台風(28.8.16~31)及び平成29年18号によって十勝総合振興局森林室管内の道有林野では道路決壊、風倒木が広範囲に亘って発生していることから、入林者の安全確保のため、全狩猟期間中の入林を禁止しますのでご承知ください。
なお、狩猟規制区域図は適宜更新していますので、道有林野へ入林するときは、森林室や道有林課のホームページで必ず最新の情報を確認してください。
 - (2) 狩猟規制区域図で可猟とした場所に森林室職員や森林散策等を目的とした一般入林者等も随時入林していることがありますので、必ず矢先の安全を確認し、人がいないことが確実な状況でのみ銃猟を実施してください。
 - (3) 事業者や森林室職員が森林内作業を行うときには、看板やのぼり等で「発砲禁止」や「発砲注意」の表示をしてありますので、周辺では絶対に発砲しないでください。
 - (4) 狩猟規制区域図で示された箇所以外であっても、臨時的に入林を制限する場合がありますので、現地の案内標識等には十分注意してください。
- 2 入林承認証等の携行と車両入林証の車両内提示について
入林するときは、「狩猟入林承認証」を必ず携行し、関係者から求められた場合は、必ず提示してください。
車両で通行するときは「車両入林証」を車外から見やすいフロント等に提示して下さい。
また、狩猟中のときは【狩猟中の表示(車両用)】「エゾシカ等の狩猟中のため入林をお控え下さい」も車外から見やすいフロント等に提示して下さい。
- 3 車輛等の乗り入れについて
 - (1) 車輛で通行するときは、見通しの悪い場所や整備が十分でない場所がありますので、徐行してください。
 - (2) 一般車輛の通行に支障がある林道については施錠し、看板等で車輛の乗入禁止の表示を行っています。
冬期間は、積雪等によるゲートの損傷を防ぐために解錠している箇所がありますが、看板等に従い、乗り入れはしないでください。※ゲートの鍵は貸し出ししていません。
 - (3) 道路に駐車する場合は、他の車輛の通行を妨げないように注意するとともに、ゲートの前には絶対に駐車しないでください。
 - (4) エゾシカ捕獲促進のため、林道を除雪している場所がありますので、除雪場所や除雪期間、入林にあたっての注意事項などについて、森林室へ問い合わせてください。
なお、各種事業のために除雪している道路については、入林禁止や造材等の事業実施を示す看板に従い絶対に通行しないでください。
 - (5) 可猟とした区域であっても、国道・道道・市町村道の通行規制により入林できない場合がありますので、入林前に道路管理者へ確認してください。
- 4 スノーモビルの乗り入れ禁止について
一般の狩猟でのスノーモビルの乗り入れは認めていません。
- 5 関係法令等の遵守について
 - (1) 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」及び関係法令を遵守しなければなりません。
 - (2) 道路からの発砲、立木や標識類、ゲート等の施設への発砲は法律に違反する行為であり絶対にしてはなりません。
なお、ゲートや標識などの施設を破損した場合は、損害賠償が請求されます。
 - (3) 狩猟後のエゾシカ残滓の放置は、森林施業の支障となるとともに、ヒグマを誘引し森林散策等の入林者への人身事故を引き起こす危険性がありますので、残滓は必ず回収するとともに、葉莢やゴミは持ち帰ってください。
 - (4) 野営やたき火は禁止しています。
- 6 入林承認の取り消しについて
次の事項に該当する者は入林承認を取り消します。
 - (1) 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」及び関係法令等に違反した場合
 - (2) 狩猟を規制している区域において狩猟を行ったことが明らかな場合
 - (3) 捕獲した鳥獣の残滓を放置したことか明らかな場合
 - (4) 森林室職員や巡視員等の指示に従わない場合
 - (5) 故意又は重大な過失により施設等(ゲート・看板・立木等)を破損した場合
 - (6) スノーモビルにより乗り入れした場合
- 7 事故等が発生した場合の責任について
万が一事故等が発生した場合は、入林者は必要な処置後、速やかに最寄りの警察署と森林室へ連絡してください。
なお、事故等が発生した場合の責任は、入林者自らが負うものとし、北海道は一切の責任を負いません。